

「札幌市障がい者相談支援事業実施業務(西区)」提案説明書

1 業務名

札幌市障がい者相談支援事業実施業務(西区)

2 業務目的

本業務は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)」第77条第1項第3号に基づき、障がい当事者をはじめ広く市民から、障がい者(児)や家族の生活及びその支援に関する相談に応じ、そのことを通じて障がい者の地域生活に必要な支援を行い、併せて関係諸機関、地域の市民との連携を図りながら、障がい者(児)やその家族が地域で安心して生活できる地域支援体制を構築することを目的とする。

3 業務内容(概要)

札幌市西区に障がい者相談支援事業所を設置し、「札幌市障がい者相談支援事業実施要綱(平成18年9月27日付、保健福祉局理事決裁)」(以下「要綱」という。)に定める業務を実施する。その他、上記2の業務目的を達成するために効果的と考えられる取組についても提案を行うことができる。

障がい者(児)や家族からの相談に応じて、必要な情報提供やサービスの利用援助、関係機関との調整等を総合的に行う。具体的には、障がい者ケアマネジメントの手法を活用し、福祉サービスの利用や社会資源の活用、社会参加、権利擁護等に関する支援を行う。

また、地域の相談支援体制作りの観点から、自立支援協議会等でも中心的な役割を担う、指定相談支援事業所や障害児相談支援事業所との連携及び業務推進支援を行う。

なお、要綱第9条に規定している、住宅入居等支援業務及び虐待対応業務についても必須業務である。

4 業務委託の概要

(1) 令和9年度の契約期間(予定)

令和9年(2027年)4月1日から令和10年(2028年)3月31日まで

(2) 契約締結日(予定)

令和9年3月下旬

(3) 予算額

17,101,000円(予算上限額)

※ 上記予算上限額のほか、有資格者配置事業所や相談員の経験に対する加算等の加算を認める場合がある。加算や業務内容の詳細は、別添の要綱にて確認すること。

※ 令和9年度予算の議決結果により事業規模が変動する可能性がある。

(4) 契約方法

公募型企画競争により選定された契約候補者との随意契約

5 参加資格

下記(1)から(8)までの要件をすべて満たすこと。

(1) 札幌市の指定を令和9年4月1日時点で受けていること。

令和8年10月15日(告示日)時点で障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)に基づく「指定一般相談支援事業者」「指定特定相談支援事業者」及び児童福祉法(昭和22年法律第164号)に基づく「指定障害児相談

- 支援事業者」として札幌市から指定を受け、1年以上経過している法人(社会福祉法人、医療法人、特定非営利活動法人等)であること。
- (2) 契約時点で札幌市西区の現西区障がい相談支援センターアウルの担当地区である、八軒、琴似二十四軒、西野②(福井、平和、小別沢)山の手、八軒中央に障がい者相談支援事業所が設置されていること(地区詳細は別紙のとおり)。
- (3) 要綱に基づく職員配置が行われること。
常勤専任職員等を3名以上配置する等、要綱第6条等に定める職員を配置すること。
- (4) 要綱に基づく運営体制や指定法人の指定基準等を満たしていること。
事業所の設置場所・運営体制等について、要綱第7条に定める開所時間等、第8条に規定する業務実施上の留意事項及び第8条の2に規定する管理者の留意事項を遵守し、さらに別記1に定める指定基準を満たしていること。
- (5) 指定協議書の提出期限において、札幌市競争入札参加資格者名簿(物品・役務)に登録されていること、又は下記ア～カのいずれにも該当しないこと。
- ア 特別な理由がある場合を除くほか、契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
- イ 札幌市との入札及び契約等において、次のいずれかに該当すると認められる者及びその者を代理人、支配人その他の使用人または入札代理人として使用する者
- (ア) 契約の履行にあたり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- (イ) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
- (ウ) 落札者が契約を締結すること、又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- (エ) 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施にあたり職員の職務の執行を妨げた者
- (オ) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
- (カ) 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者
- (キ) (ア)から(カ)までの規定により競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行にあたり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- ウ 審査基準日の直前1年間に於いて、1期の決算における製造、販売、請負等の実績高がない者
- エ 不渡手形又は不渡小切手を発行して、銀行当座取引を停止された者で、2年を経過しない者
- オ 市区町村税又は消費税・地方消費税を滞納している者
- カ 札幌市暴力団の排除の推進に関する条例(平成25年条例第6号)第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第7条に規定する暴力団関係事業者に該当する者
- (6) 事業協同組合等の組合が参加する場合においては、当該組合の構成員が同時に参加していないこと。
- (7) 会社更生法による更生手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申し立てがなされている者(手続開始決定後の者は除く。)等経営状況が著しく不健全でないこと。
- (8) 札幌市競争入札参加停止等措置要領(平成14年4月26日財政局理事決裁)に基づく参加停止措置を受けていないこと。

6 参加手続き

(1) スケジュール(予定)

時 期	手続きの流れ
令和8年11月17日 (17時00分)	■企画競争参加意向申出書(1部)及び指定協議書等(正本1部、副本7部)の提出期限(郵送または持参)『当日必着』 ※ 指定協議書のみワードデータの提出も必要
令和8年11月下旬	■一次審査(参加資格の確認)
令和8年12月上旬 ～中旬	■最終審査(指定協議書等の精査・企画提案・ヒアリング) 札幌市障がい者相談支援事業実施業務(西区)企画競争実施委員会(札幌市が設置。以下「企画競争実施委員会」という。)開催。一次審査を通過した応募者の指定協議書等の精査・企画提案・ヒアリングを実施します。
令和9年4月1日	■委託開始【委託期間:令和9年4月1日～令和10年3月31日】

(2) 提出書類(上記の期限までに担当部局へ持参又は郵送により提出すること)

- ア 企画競争参加意向申出書(1部)
- イ 指定協議書(正本1部、副本7部)
※ 指定協議書のみワードデータの提出(syurou-soudan@city.sapporo.jp宛て)も必要
- ウ 添付資料(正本1部、副本7部)
 - ・ 法人に係るもの
定款・基本的規約・現在事項全部証明書(法人の登記簿謄本。但し、募集案内の配布開始日以降に交付されたもの。)
- エ 収支決算書(令和5～7年度)
- オ 貸借対照表(令和5～7年度)
- カ 財産目録
- キ 法人の基本理念、運営方針、運営状況、活動状況の概要がわかる資料(様式自由)
- ク 法人の過去3年間に於ける札幌市税納税証明書(指名願用で、募集案内の配布開始日以降に交付されたもの。ただし、納税義務がない法人を除く。)
- ケ 指定協議書等の提出までに札幌市競争入札参加資格者名簿(物品・役務)に登録されていない場合は、下記の提出が必要。
 - ・ 申出書(札幌市物品・役務契約等事務様式基準 共通－第2号様式)
 - ・ 誓約書(札幌市競争入札参加資格審査等取扱運用指針 様式27)
 - ・ 事業に係るもの
 - (ア) 収支予算書(令和9年度)
 - (イ) 建物の平面図(予定のものを含む)
 - (ウ) 苦情解決に係る規定(予定のものを含む)
 - (エ) 相談支援に使用するアセスメント票・ケアプラン様式(予定のものを含む)

(3) 留意事項

- ア 企画提案書は、札幌市の関係部局の職員、外部有識者等で組織する企画競争実施委員会において、評価基準に基づき採点し、委託候補者を選定するための評価対象とする。このため、企画提案内容は具体的に分かりやすく記載すること。

- イ 札幌市が提供した資料は、札幌市ので承なく公表、使用することができない。
- ウ 期限を超えての提出のほか、差し替え、変更、再提出は認めない。
- エ 提出書類は返却しない。
- オ 本企画競争に係る経費は、すべて応募者の負担とする。
- カ 書類の著作権は提出者に帰属するが、札幌市が本件の選定の公表用に必要な場合には、札幌市は書類の著作権を無償で使用するができる。
- キ 提出された企画提案書等は、札幌市情報公開条例(平成11年条例第41号)の定めるところにより、公開する場合がある。
- ク 応募者が参加資格を有することを確認したときから審査が確定するまで(委託候補者にあたっては契約を締結するまで)の間に、下記のいずれかに該当する場合は、最終審査の対象としない、又は契約候補者としての選定を取り消す。
 - (ア) 提出書類に虚偽の記載をしたことが判明した場合
 - (イ) 企画提案のとおり業務を実施できないことが明らかになった場合
 - (ウ) 参加者及びその関係者が選定結果に影響を及ぼすような不誠実な行為を行った場合
 - (エ) 参加資格を満たしていないことが判明し、又は、満たさないこととなった場合
 - (オ) その他、札幌市が不適切と判断した場合

7 選定方法

契約候補者の選定は、企画競争実施委員会において、提出書類及び企画提案の内容を総合的に評価した上で行う。

(1) 一次審査(参加資格の確認)

上記5参加資格に基づく審査(参加資格の確認)を行い、確定後速やかに参加資格の確認結果を応募者全員に書面により通知する。

(2) 最終審査(指定協議書等の精査・企画提案・ヒアリング)

一次審査を通過した応募者を対象に契約候補者の選定を実施するため、企画競争実施委員会において、提出書類及び次に掲げるヒアリングの内容を総合的に評価した上で行う。

なお、評価の結果は、評価終了後、速やかに参加者全員に対して書面により通知する。契約は、総合的に最も優れていると判断される参加者と、随意契約により行うことを原則とする。

ただし、企画提案に当たり、虚偽の記載及び申告など、不正とみなされる行為を行った場合は契約の相手方としない。また、契約内容は、企画提案の内容を基本とし、選定後に札幌市との協議により決定するものとする。

【ヒアリング審査】

ア 日時・場所

令和8年12月上旬～12月中旬 札幌市役所本庁舎での実施を予定。詳細については別途通知する。

イ 実施方法

- (ア) 出席者は協議書の作成に関与された方で、事業管理者となる予定の方、または、実務に携わる方2名とする。
- (イ) ヒアリングは30分(説明10分、質疑20分)を想定している。
- (ウ) 事前に提出された企画提案書に基づいて行うものとし、資料の追加提出は認めない。

8 評価基準

- (1) 下表に示す評価項目による総合点数方式とし、企画競争実施委員会委員の評価の合計点数が高い順に契約候補者とする。なお、合計点数が同点の場合は、配点が10点の項目の合計点数が高い順に委託候補者に選定するものとし、配点が10点の項目の合計点数も同点の場合は、くじ引きにより選定するものとする。

		評価項目	配点 (満点140点)
法人の概要		障がい福祉に関する事業の実施状況	5
		法人経営の安定性	5
		法人運営、基本理念・運営方針	5
障がい者相談支援事業	実施計画	相談支援に対する姿勢及び取組	5
		本事業を継続させるうえで特に重要な取組	5
		人材育成・職場定着、法人のバックアップ体制	5
		ネットワークづくり	5
		西区内の他の障がい者相談支援事業受託事業者との連携や役割分担	5
		指定特定相談支援事業所への事業所間の相談受入調整を含む、業務推進支援	5
		自立支援協議会の運営及び地域生活支援拠点としての取組	5
	事業実績	指定相談支援及び自主事業による実績	5
		西区内関係機関等との連携実績	5
	実施事業所	実施場所の独立性及び建物設備等の利便性	10
		開所日と開所時間	10
		西区にて実施計画を実現するための具体的な取組予定	10
		職員の配置 (専任常勤者数、男女比、年齢比率)	5
		職員の配置 (専門職の有無、障がい者支援・相談支援の経験年数、相談支援専門員、主任相談支援専門員、相談支援従事者研修の修了状況)	10
		実務上の留意事項 ①自己決定と主体性の尊重 ②権利擁護とエンパワメント ③相談支援の責任性 ④法人事業との独立性 ⑤中立性・公平性 ⑥プライバシー尊重と秘密保持 ⑦相談に関する権利保障 ⑧他の関係機関との連携 ⑨自己研鑽 ⑩研修、相談支援技術向上の方策 ⑪地域責任性	10
		苦情解決のための方策	5

住宅入居等支援業務	実施方針及び関係機関との連携方法	5
虐待対応業務	実施方針及び関係機関との連携方法	5
広報	事業の広報、周知に係る方策	5
意欲	事業を受託することへの意欲、熱意、態度等	5

ア 評価点

評価の視点を参考にしながら、次のとおり5段階評価を行うものとする。なお、項目に記載のないものは0点とする。

- ・ 5点「優れている」
- ・ 4点「やや優れている」
- ・ 3点「普通(標準)」
- ・ 2点「やや劣っている」
- ・ 1点「劣っている」

イ 換算ウェイト(傾斜配分)

評価対象項目のうち、配点が10点の項目については、評価点に2.0を乗じて配点を決定する。

- (2) 満点の6割を最低基準点と定め、これに満たない場合は契約候補者とししない。
- (3) 参加者が1者であった場合は、最低基準点を超えた場合に限り、契約候補者として選定する。

9 参加資格等についての苦情の申立て

参加資格を満たさない又は満たさないこととなった旨の通知を受けた者は、その通知を受けた日の翌日から起算して10日(札幌市の休日を含める条例で規定する休日を除く。)以内に書面により苦情の申立てを行うことができる。

10 評価についての疑義の申立て

応募者は、自らの評価に疑義がある場合は、選定結果に係る通知を受けた日の翌日から起算して3日(札幌市の休日を含める条例で規定する休日を除く。)以内に書面により疑義の申立てを行うことができる。

11 質疑

本業務に関する質問がある場合は、令和8年11月10日(火)17時00分までに、質問書(任意様式)に要旨を簡潔にまとめ、電子メールにて担当課まで送付すること。

なお、回答は質問者に対して個別に行うが、広く公開すべきと判断したものについては、ホームページに掲載する。

【送付先アドレス：syurou-soudan@city.sapporo.jp】

【担当部局】

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所本庁舎3階
札幌市保健福祉局障がい保健福祉部障がい福祉課
担当：長谷川、皆越
電話：011-211-2936／FAX：011-218-5181
メールアドレス：syurou-soudan@city.sapporo.jp